

# 青葉丘病院 院内感染防止対策指針

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染発生時の適切な対応など、青葉丘病院における院内感染対策体制を確立し、適切で安全な医療環境の提供を図ることを目的とする。

## 1 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染を予防し、感染症発生時には拡大防止のため原因を特定、制圧、速やかな終息を図る。このため院内感染防止対策活動の必要性、重要性を職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

## 2 院内感染防止対策のための委員会に関する基本的事項

### 感染防止対策委員会の設置

- 1) 院内感染を予防することを目的とし、サーベイランスにより判明した情報に対して具体案を検討、立案すると共にその対策を実施するために、感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2) 委員会の管理・運営・組織構成については、「青葉丘病院 感染防止対策委員会規定」に定める。

## 3 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について、職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- 2) 研修会は、職員を対象に年2回以上開催する。
- 3) 研修会の開催内容（日時・出席者・研修項目等）について記録し、5年間これを保存する。

## 4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 院内感染の発生の予防、及び蔓延を防止するため、感染症の発生動向について委員会を通じて速やかに職員に周知徹底し、情報を共有する。
- 2) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は7日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を保健所長を通じて都道府県知事へ届出する。
  - ① 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
  - ② 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）※感染症の分類については別紙1参照

## 5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 院内感染発生時は速やかに委員会を開催し、初期対応、原因微生物の特定、感染拡大制御に努める。
- 2) 緊急を要する感染症で深刻なものである場合は、病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに再発防止および対応方針を検討する。

3) 重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保する。

※重大な院内感染等発生時の相談体制については別紙2参照

#### 6 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針はホームページに公開し、また「患者さん相談窓口」（総合受付）において閲覧可能とする。

#### 7 その他の院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

1) 委員会は院内感染防止のため、本指針に則した「感染防止対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、職員に周知する。また職員は、このマニュアルを遵守する。

2) マニュアルは、必要に応じて見直しを行い、改定結果は職員に周知徹底する。

（付則）

- 1 この指針は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この指針は、平成21年 9月 1日より改定する。
- 3 この指針は、平成24年 9月11日より改定する。
- 4 この指針は、平成26年 9月19日より改定する。